

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年10月15日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月29日から同年11月18日まで縦覧に供する。

平成27年10月23日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 大向中分れ又地区	まんのう町建設土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 薬師地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 薬師堂地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 西ノ山地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 真野下所地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 常包孫三郎地区	〃